野洲市にぎわいづくり市民会議　委員名簿

任期：平成29年7月～平成30年３月

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | | 選出団体・肩書き | 委員氏名 | 備　考 |
| 学識者 | 都市計画 | 立命館大学 理工学部建築都市デザイン学部　教授 | 及川　清昭 |  |
| 建築デザイン | 滋賀県立大学 環境科学部環境建築デザイン学科　准教授 | 白井　宏昌 |  |
| 関係団体の代表 | 地縁団体 | 野洲市自治連合会 | 川尻　良治 |  |
| 駅前自治会 | 吉田　常雄 |  |
| 商工者 | 野洲市商工会 | 坂口　重良 |  |
| 野洲工業会 | 安田　亮 |  |
| 医療 | 一般社団法人　守山野洲医師会 | 衞藤　信之 |  |
| まちづくり | 一般社団法人　野洲青年会議所 | 小西　大記 |  |
| 子育て | 野洲市ＰＴＡ連絡協議会 | 東郷　克己 |  |
| 国際 | 野洲市国際協会 | 山肩　健次郎 |  |
| 観光 | 野洲市観光物産協会 | 梅景　俊之 |  |
| 健康 | 野洲市健康推進連絡協議会 | 懸戸 美栄子 |  |
| その他 | 交通 | 西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部　京都支社　地域共生室長 | 中島　大介 |  |
| 学生 | 滋賀県立野洲高等学校 | 市木　礁 |  |
| 岡本　美香 |  |
| 公募 | 公募 | （公募） | 前田　基良 |  |
| （公募） | 松山　宏 |  |

野洲市にぎわいづくり市民会議設置要綱

　（設置）

第１条　野洲駅南口周辺整備構想に基づき整備を計画している交流及び商業施設（以下「交流施設等」という。）の整備方針並びに基本計画（以下「整備方針等」という。）の策定について、市の活性化を図る観点から広く協議し、及び意見を聴くため、野洲市にぎわいづくり市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

（協議事務）

第２条　市民会議は、次の事項について意見を交換する。

　(1)　交流施設等の整備方針等に関すること。

　(2)　野洲駅南口整備構想の具現化に関すること。

　(3)　その他市長が必要と認める事項に関すること。

　（構成等）

第３条　市民会議は、委員18人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

　(1)　学識経験を有する者

　(2)　関係団体を代表する者

　(3)　公募による市民

　(4)　前３号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

（任期）

第４条　委員の任期は、市長の委嘱又は任命を受けた日から平成30年３月31日までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、委員の任期を延長することができるものとする。

（会長等）

第５条　市民会議に会長及び副会長をそれぞれ１人置き、委員の互選によりこれを定める。

２　会長は、会務を総理し、市民会議を代表する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　市民会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

２　会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

３　会長は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の者を出席させ、その意見を聴き、又は資料の提供を求めることができる。

（庶務）

第７条　市民会議の庶務は、政策調整部企画調整課において処理する。

（その他）

第８条　この告示に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

　　　付　則

　この告示は、平成29年４月１日から施行する。